平成２３年（フ）第８５号
埼玉県本庄市児玉町吉田林71番地１　メゾンきょうわＡ―102
債務者　久保　正江
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７号
新潟県新発田市小島71番地
債務者　諏方　正伸
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４８号
名古屋市北区楠味鋺１丁目610番地　コーポ天道２Ｆ５
債務者　西　亜由美（旧姓村瀬）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９１号
名古屋市中川区東中島町５丁目114番地　コスモスコーポ102号
債務者　樋口　俊之
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２３号
名古屋市港区東茶屋１丁目375番地
債務者　鮮魚八ちゃんこと　橋本　政利
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４００号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘７棟601号
債務者　原田末子こと　權　　末子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８号
愛知県一宮市篭屋１丁目10番52号　ルミエールＤ101号
債務者　谷口　　存
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９８８号
大阪府羽曳野市野302番地の12
債務者　徳田　健大
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７２号
堺市堺区香ヶ丘町２丁６番８号、前住所大阪府富田林市楠町４番２―305号
債務者　平譯　早紀（旧姓鍋島）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
堺市堺区出島町２丁７番55―304号
債務者　仲村美智子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
大阪府羽曳野市島泉２丁目３番18号
債務者　上田　　武
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
堺市西区鳳北町６丁356番地
債務者　山内いく子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
大阪府松原市北新町１丁目３番３―301号
債務者　今井　雅彦
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
堺市西区宮下町11番22号
債務者　安村　英樹
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３３７８号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸４丁目３番１―1005号　アソシアテラス博多南
債務者　隈元　勇伍
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県宗像市三倉24番22―204号
債務者　中島　政幸
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７８号
福岡市南区向野１丁目17番28―301号
債務者　片白　進二
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部